2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住者控除限度額　次に掲げる金額の合計額に所得税法第百八十二条第二号に規定する税率を乗じて計算した金額

イ　居住者が支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額

ロ　(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額（当該控除した金額がイに掲げる金額に係る外国法人税の額として財務省令で定める金額を超える場合には、当該金額）

(1)　イに掲げる金額を一から所得税法第百八十二条第二号に規定する税率を控除して得た率で除して計算した金額

(2)　イに掲げる金額

二　内国法人控除限度額　次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第二項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額

イ　内国法人が支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額

ロ　(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額（当該控除した金額がイに掲げる金額に係る外国法人税の額として財務省令で定める金額を超える場合には、当該金額）

(1)　イに掲げる金額を一から所得税法第二百十三条第二項第二号に規定する税率を控除して得た率で除して計算した金額

(2)　イに掲げる金額

三　非居住者等控除限度額　次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第一項第一号に規定する税率を乗じて計算した金額

イ　非居住者又は外国法人が支払を受ける特定目的会社の利益の配当の額

ロ　(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額（当該控除した金額がイに掲げる金額に係る外国法人税の額として財務省令で定める金額を超える場合には、当該金額）

(1)　イに掲げる金額を一から所得税法第二百十三条第一項第一号に規定する税率を控除して得た率で除して計算した金額

(2)　イに掲げる金額

第四条の九第五項中「、外国法人税」を「、外国法人税の額」に改め、同条第六項中「に次の各号」を「のうち当該利益の配当の支払を受ける次の各号」に改め、「割合を乗じて計算した」を削り、同項第一号中「第二項に規定する控除限度額のうちに」を削り、「同項第一号に定める金額の占める割合」を「第一項第一号に定める金額」に改め、同項第二号中「第二項に規定する控除限度額のうちに」を削り、「同項第三号に定める金額の占める割合」を「第一項第三号に定める金額」に改め、同条第七項中「に次の各号」を「のうち当該利益の配当の支払を受ける次の各号」に改め、「割合を乗じて計算した」を削り、同項第一号中「第二項に規定する控除限度額のうちに」を削り、「同項第二号に定める金額」に改め、同項第二号中「第二項に規定する控除限度額のうちに」を削り、「同項第三号に定める金額の占める割合」を「第一項第三号に定める金額」に改め、同条第七項中「に次の各号」を「のうち当該利益の配当の支払を受ける次の各号」に改め、「割合を乗じて計算した」を削り、同項第一号中「第二項に規定する控除限度額のうちに」を削り、「同項第二号に定める金額」に改め、同項第二号中「第二項に規定する控除限度額のうちに」を削り、「同項第三号に定める金額の占める割合」を「第一項第三号に定める金額」に改め、同条第九項の表第百四十八条第二項第一号の項、第百五十五条の三十六第二項第一号の項及び第二百一条の二第二項第一号の項中「利益の配当」の下に「（法第二十四条（配当等の額とみなす金額）の規定により法第二十三条第一項第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされるものを除く。）」を加え、同条第十四項中「に、第二項に規定する控除限度額のうちに」を「のうち、」に、「第二項各号に定める金額の占める割合を乗じて計算した」を「第一項各号に定める」に改める。

第四条の十第二項中「、外国法人税」を「、外国法人税の額」に改め、同条第五項の表第百四十八条第二項第一号の項、第百五十五条の三十六第二項第一号の項及び第二百一条の二第二項第一号の項中「を除く」を「及び法第二十四条（配当等の額とみなす金額）の規定により法第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされるものを除く」に改め、同条第十項中「に、同条第二項に規定する控除限度額のうちに」を「のうち、」に、「同条第二項各号に定める金額の占める割合を乗じて計算した」を「同条第一項各号に定める」に改める。

第五条の三第四項中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に、「同条第八項第七号」を「同条第七項第七号」に、「金額と」を「金額（次項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。）と」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法第十条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同項に規定する特別試験研究費の額（特別試験研究機関等研究費の額を除く。）のうちその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される第十項第三号及び第九号に掲げる試験研究に係る同条第七項第七号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額とする。

第五条の三第六項及び第七項中「第十条第八項第一号」を「第十条第七項第一号」に改め、同条第八項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に、「、第六項及び第七項」を「及び第六項」に改め、同条第九項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「中小事業者」を「もの」に改め、同条第十項中「第十条第八項第七号に規定する政令」を「第十条第七項第七号に規定する政令」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　新事業開拓事業者等（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第五項に規定する新事業開拓事業者のうちその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該新事業開拓事業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該新事業開拓事業者等の役割分担及びその内容、当該個人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　当該個人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している法人（当該法人が法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である場合には、当該法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含む。）

ロ　当該個人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する当事者間の支配の関係がある法人

第五条の三第十項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「第十条第八項第七号」を「第十条第七項第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「次号」を「第十一号」に、「当該個人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している法人（同法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人にあつては、当該連結親法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含む。）、当該個人との間に